



秋田県公報

目次

告示

生活保護法による介護機関の認定(二九四・福祉政策課)
 大規模小売店舗の新設に関する届出(二九五・商工業振興課)
 保安林の指定の解除(二九六・仙北総合農林事務所)
 道路の供用開始(二九七・道路環境課)

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)
 土地改良区の定款変更の認可(北秋田総合農林事務所)
 県営土地改良事業工事の終了(北秋田総合農林事務所)
 土地改良区の役員の退任の届出(秋田総合農林事務所)
 土地改良区の定款変更の認可(秋田総合農林事務所)

名称	開設者氏名又は名称	所在地	サービスの種類	指定年月日
JAあきた北ホームヘルプサービス	あきた北農業協同組合代表理事組合長	北秋田郡比内町扇田字上中嶋八番地の十五	訪問介護	平成十三年十一月一日
森泉荘老人短期入所施設	森吉町長	北秋田郡森吉町阿仁前田字家の下モ二十八番地	短期入所生活介護	平成十三年十二月十日
中友商事株式会社	中友商事株式会社代表取締役社長	能代市字悪戸百十五番地九	福祉用具貸与	平成十二年八月一日
アイリスケアセンター大館	株式会社ニチイ学館代表取締役	大館市釈迦内字中台二十五番地九	通所介護	平成十三年十月九日

告示

土地改良区の定款変更の認可(秋田総合農林事務所)
 土地改良区の定款変更の認可(由利総合農林事務所)
 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北総合農林事務所)
 土地改良区の役員の就任の届出(平鹿総合農林事務所)
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)二件
 選挙管理委員会告示
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(三二)
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(三三)
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(三四)
 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(三五)
 公営企業管理規程
 秋田県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程(一〇・企画業務課)

秋田県告示第二百九十四号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
 介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条
 の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺田典城

秋田県厚生連湖東指定居宅介護支援事業所	秋田県厚生農業協同組合連合会代表理事会長	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保三十七	居宅介護支援事業	平成十三年四月一日
天王町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	社会福祉法人天王町社会福祉協議会会長	南秋田郡天王町天王字上江川四十七番地六百十	訪問入浴介護	平成十四年二月二十七日
小玉歯科医院	永井和夫	南秋田郡八郎潟町字一日市二百三十三番地の三	居宅療養管理指導	平成十三年十月十五日
杉山病院通所リハビリテーション	医療法人仁政会理事長	南秋田郡昭和町大久保字北野出戸道脇四十一	通所リハビリテーション	平成十三年八月一日
J A秋田みなみホームヘルプサービス事業所	秋田みなみ農業協同組合代表理事組合長	南秋田郡若美町払戸字大提百六十番地	訪問介護	平成十三年四月一日
訪問看護ステーションおが	社団法人秋田県看護協会会長	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	訪問看護	平成十二年十月一日
居宅介護支援事業所おが	社団法人秋田県看護協会会長	男鹿市船川港船川字片田七十四番地	居宅介護支援事業	平成十二年十月一日
ドラゴンデイサービスセンター	医療法人秋田愛心会理事長	山本郡八竜町浜田字上浜田一番地	通所介護	平成十三年六月一日
医療法人秋田愛心会居宅介護支援事業所	医療法人秋田愛心会理事長	山本郡八竜町浜田字上浜田一番地	居宅介護支援事業	平成十三年六月一日
やすらぎホーム希望の家	社会福祉法人琴丘ふくし会理事長	山本郡琴丘町鹿渡字町後二百五十六	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年一月一日
J Aあきた白神ホームヘルプサービス	あきた白神農業協同組合代表理事組合長	能代市機織轄の目八十六番地	福祉用具貸与	平成十三年九月三十日
アイリスケアセンター能代	株式会社ニチイ学館代表取締役	能代市落合字下前田百九十八番地二	通所介護	平成十三年五月十日

平和ケアセンター	ひ デイサービスセンターあさ	八嶋医院	ナイスデイ大曲	アイリスケアセンター大曲	歯科岩城クリニック	あまさぎ訪問介護事業所	アイリスケアセンター本荘	居宅介護支援事業所ほつと	通所介護支援事業所あした 天気になあれ	大潟村デイサービスセンタ ¹	大潟村短期ケアセンターひ だまり苑
平和観光タクシー株式 会社代表取締役	役 有限会社菅原代表取締	医療法人紀信会理事長	社会福祉法人県南ふく し会理事長	株式会社ニチイ学館代 表取締役	医療法人恭栄会理事長	社会福祉法人久盛会理 事長	株式会社ニチイ学館代 表取締役	企業組合「ほつと」理 事長	有限会社あした天気にな あれ取締役	大潟村長	大潟村長
仙北郡角館町上新町二十五番五号	仙北郡角館町岩瀬字上菅沢百六十八番一号	仙北郡南外村字恵野四十九番地	大曲市角間川百十番地	大曲市字四ツ屋下古道五十五番一号	由利郡岩城町内道川字新鶴湯三番地八	由利郡岩城町富田字根本九番地三	本荘市川口字新田九十	本荘市石脇字田尻二十八番地八百一	本荘市石脇字田尻野三十六番地百一	南秋田郡大潟村字西三丁目三番地	南秋田郡大潟村字西三丁目三番地
訪問介護	通所介護	居宅療養管理指導 訪問看護	通所介護	通所介護	居宅療養管理指導	訪問介護	通所介護	居宅介護支援事業	通所介護	通所介護	短期入所生活介護
平成十三年五月二十五日	平成十三年十一月一日	平成十三年八月一日	平成十三年十二月九日	平成十三年四月十六日	平成十四年四月二十五日	平成十三年四月一日	平成十三年四月二十三日	平成十三年四月一日	平成十三年九月一日	平成十三年四月一日	平成十三年四月一日

有限会社宝寿会ケアサポートセンター「こまち」	有限会社宝寿会代表取締役	仙北郡千畑町土崎字厨川百三十一番地	訪問介護	平成十三年六月一日
田町デイサービスセンター	角館町長	仙北郡角館町田町上丁三十五番地一	通所介護	平成十三年四月一日
真森苑デイサービスセンター	仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合管理者	仙北郡仙北町板見内字一ツ森四百十番地	通所介護	平成十三年四月一日
真森苑短期入所生活介護事業所	仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合管理者	仙北郡仙北町板見内字一ツ森四百十番地	短期入所生活介護	平成十三年四月一日
仙北東部特別養護老人ホーム真森苑	仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合管理者	仙北郡仙北町板見内字一ツ森四百十番地	介護老人福祉施設	平成十三年四月一日
真昼荘デイサービスセンター 指定通所介護事業所	仙北東部特別養護老人ホーム一部事務組合管理者	仙北郡千畑町本堂城回字若林百十九番地	通所介護	平成十二年四月一日
横手福祉レンタルサービス	日東リース株式会社代表取締役	横手市前郷字上在家六十七番地一	福祉用具貸与	平成十三年九月一日
グループホームすずらん湯沢	特定非営利活動法人工又ピオー社会福祉事業振興会理事長代行	湯沢市元清水八十四番地一	痴呆対応型共同生活介護	平成十三年五月八日

秋田県告示第二百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項につ

いて意見を有する場合は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。
平成十四年四月二十三日

一 届出事項の概要

秋田県知事 寺田典城

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社しまむら 代表取締役 藤原 秀次郎
埼玉県さいたま市宮原町二丁目十九番四号
- (二) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら能代店
能代市字下野二十七番地の二外
小売業を行う者の氏名及び住所
株式会社しまむら
埼玉県さいたま市宮原町二丁目十九番四号
平成十四年十二月十二日
- (三) 大規模小売店舗の新設をする日
平成十四年十二月十二日
- (四) 店舗面積の合計
千三百二十二・四二平方メートル
- (五) 駐車場の収容台数
七十七台
- (六) 駐輪場の収容台数
十一台
- (七) 荷さばき施設の面積
百十・六平方メートル
- (八) 廃棄物等の保管施設の容量
三十九・八立方メートル
- (九) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後八時
来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後八時十五分まで
- (十)
- (十一)

- (一) 駐車場の自動車の出入口の数
一か所
- (二) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後八時まで
- (三) 届出年月日
平成十四年四月十一日
- (四) 関係書類の縦覧場所及び期間
場所 県庁第二庁舎一階 県政情報資料室
能代市 商工港湾課
期間 平成十四年四月二十三日から同年八月二十三日まで
- (五) 意見書の提出先
秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部商工業振興課
- (六) 意見書に添付する書面に記載すべき事項
意見書を述べる者の氏名及び住所
- (七) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
意見を述べる理由
- (八) 秋田県告示第二百九十六号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、
次の森林について保安林の指定を解除する。
平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺田典城

仙北郡	田沢湖町	玉川	下水無	八	四十の四	四一、四九二	四・一四九二	四・一四九二	〇・〇五六二	なだれの危険の防止	道路用地とするため
郡	町	大字	字	地番	台帳見込み	保安林面積	保安林解除面積見込み	指定の目的	解除の理由		
市	村	大字	字	地番	(平方メートル)	(ヘクタール)	(ヘクタール)				
町	大字	字	地番	台帳見込み	(平方メートル)	(ヘクタール)	(ヘクタール)				
村	大字	字	地番	台帳見込み	(平方メートル)	(ヘクタール)	(ヘクタール)				
大字	字	字	地番	台帳見込み	(平方メートル)	(ヘクタール)	(ヘクタール)				
字	字	字	地番	台帳見込み	(平方メートル)	(ヘクタール)	(ヘクタール)				
地番	台帳見込み	保安林面積	保安林解除面積見込み	指定の目的	解除の理由						
八	四十の四	四一、四九二	四・一四九二	四・一四九二	〇・〇五六二	なだれの危険の防止	道路用地とするため				

(関係図面は省略し、農林水産部森林整備課及び仙北総合農林事務所並びに仙北郡田沢湖町役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第二百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
県道	植田平鹿線	平鹿郡十文字町植田字大清水一〇四番から 字忍沢一五三番一まで

二 供用開始の期日 平成十四年四月二十五日

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路環境課
期間 平成十四年四月二十三日から同年五月七日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 申請のあった年月日

平成十四年四月三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

蜘蛛の糸

三 代表者の氏名

永井隆一

四 主たる事務所の所在地

秋田市大町三丁目一番十二号

五 定款に記載された目的

この法人は、秋田県内の経営危機に陥ったり、経営破綻した中小企業の経営者とその家族及び従業員に対して、精神的立ち直りと雇用促進を支援し、社会復帰に関

する事業を行い、社会の活性化に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大館市花矢土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年四月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺田典城

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第三項の規定に基づき、公告する。
平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺田典城

一 県営土地改良事業（前山地区ほ場整備事業（担い手育成型））
完了年月日 平成十四年二月二十八日

二 県営土地改良事業（茂内地区ほ場整備事業（担い手育成型））
完了年月日 平成十四年三月十九日

三 県営土地改良事業（立花地区ほ場整備事業（担い手育成型））
完了年月日 平成十四年三月十九日

四 県営土地改良事業（宿内地区ほ場整備事業（担い手育成型））
完了年月日 平成十四年三月十九日

五 県営土地改良事業（小淵地区土地改良総合整備事業（一般型））
完了年月日 平成十四年三月十二日

六 県営土地改良事業（阿仁前田地区土地改良総合整備事業（担い手育成型））
完了年月日 平成十三年十二月十一日

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、南秋田郡若美町土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月二十三日

退任理事の住所及び氏名

南秋田郡若美町野石字八ツ面台百三十九番地

宮野公雄

秋田県知事 寺田典城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、仁井田堰土地改良区から申請があった定款変更について、平成十四年四月十二日認可した

宮野公雄

寺田典城

秋田県知事

寺田典城

ので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南秋田郡面潟高岳土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年四月十六日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、由利郡滝沢堰土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十四年四月十五日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、仙北郡協和町小種土地改良区から次のとおり役員の新任及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 退任理事の住所及び氏名

仙北郡協和町小種字新田大川端十三番地	加藤 正孝
字大川端百十一番地一	佐藤 憲勇
字鏡台百四十七番地	加藤 孝雄
字新田十六番地	工藤 誠毅
字上野百一番地	加藤 次郎
字大明神二十一番地	仲川 久紀
字家の前九番地	加藤 鉄男
字福部羅百番地	加藤 政宏
字下鏡台七十三番地	加藤 茂
字車田山二番地四	加藤 輝男
字新田大川端十四番地	京極 忠市
字鏡台三番地	加藤 征郎
字新田二十一番地	工藤 圭一郎

二 就任理事の住所及び氏名

仙北郡協和町小種字新田大川端十三番地	加藤 正孝
字鏡台百四十七番地	加藤 孝雄
字鏡台三番地	加藤 征郎
字下鏡台七十三番地	加藤 茂
字新田大川端十四番地	京極 忠市
字車田山二番地四	加藤 輝男
字大川端百十一番地二	佐藤 英雄
字家の前百四十七番地二	佐藤 一司
字新田十六番地	工藤 誠毅
字福部羅百番地	加藤 政宏
字上野百一番地	加藤 次郎
字風崎野三十五番地六	田口 次郎
字上台百七番地	畠山 敬亮

三 退任監事の住所及び氏名

仙北郡協和町小種字福部羅百二十二番地六	加藤 末道
字大川端百十一番地二	佐藤 英雄
字鏡台六十七番地	加藤 幸榮
字新田三十五番地	京極 正信

四 就任監事の住所及び氏名

仙北郡協和町小種字福部羅百二十二番地六	加藤 末道
字上野家の後一番地	加藤 久
字大川端百五番地	小玉 優
字新田五番地	進藤 好美

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、秋田県雄物川筋土地改良区から次のとおり役員の新任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

就任理事の住所及び氏名
平鹿郡平鹿町醍醐字西上沖田十二番地一
柿崎 壽一

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一組当たりの単価契約とする。)

簿冊表紙具(固定式) 六千三百八十三組

購入物品の仕様等

A4判十冊一組

その他については、入札説明書及び仕様書による。

(三) 契約期間

契約した日から平成十五年三月三十一日(月)まで

(四) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

(一) 秋田県の休日を含め、平成十四年四月二十三日(火)から同年五月九日(木)までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年五月十四日(火)午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)(第六十條から第六十三條までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

入札金額は、一組当たりの単価とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第

四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年四月二十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び購入予定数量(一組当たりの単価契約とする。)

簿冊表紙具(可変式) 五千四百六十七組

(二) 購入物品の仕様等

A4判十冊一組

(三) その他については、入札説明書及び仕様書による。

(四) 契約期間

契約した日から平成十五年三月三十一日(月)まで

(五) 納入場所

県が指定する場所

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。

秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十二号

- 郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号
- 秋田県出納局管財課契約班(電話番号〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法
 - 秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年四月二十三日(火)から同年五月九日(木)までの期間、随時交付する。
 - 入札執行の日時及び場所
 - 平成十四年五月十四日(火)午後一時四十五分
 - 秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金
 - 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十六条から第六十六条までに規定するところによる。
- 六 その他
 - (一) 入札の方法
 - 入札金額は、一組当たりの単価とする。
 - 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、小数点以下第四位までの金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (二) 入札の無効
 - 規則第六十六条に規定するところによる。
 - (三) 落札者の決定方法
 - 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
 - (四) 提出書類等
 - 入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
 - (五) その他
 - 詳細は、入札説明書による。

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年四月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三八三
 三分の一の数 三三三、〇四四

秋選管告示第三十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年四月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別

秋田市	八三、九一七
能代市	一四、七九六
横手市	一〇、九三五
大館市	一八、二五一
本荘市	一一、〇七八
男鹿市	八、五一七
湯沢市	九、四三八
大曲市	一〇、六六一
鹿角市鹿角郡	一一、八二〇
北秋田郡	一八、二八五
山本郡	一三、五八一
南秋田郡	一九、九三二
河辺郡	五、二八一
由利郡	二一、〇三八
仙北郡	三三、〇六九
平鹿郡	一八、七〇〇
雄勝郡	一一、七四九

秋選管告示第三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、

第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八十八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年四月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

五十分の一の数 一九、三八三
三分の一の数 三三三、〇四二

秋選管告示第三十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十四年四月二十三日

秋田県選挙管理委員会委員長 加藤 堯

選挙区別	
秋田市	八三、九一七
能代市	一四、七九六
横手市	一〇、九三五
大館市	一八、二五一
本荘市	二二、〇七八
男鹿市	八、五一七
湯沢市	九、四三八
大曲市	一〇、六六一
鹿角市鹿角郡	二二、八二〇
北秋田郡	一八、二八五
山本郡	一三、五八一
南秋田郡	一九、九三二
河辺郡	五、二八一
由利郡	二二、〇三八
仙北郡	三三、〇六七
平鹿郡	一八、七〇〇
雄勝郡	一一、七四九

公 営 企 業 管 理 規 程

秋田県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十四年四月二十三日

秋田県公営企業管理者職務代理者
秋田県企業局長 安田 幸男

秋田県公営企業管理規程第十号

秋田県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

秋田県工業用水道条例施行規程(昭和四十六年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「うち最大の水量に対し、二十四を乗じて得た水量」を「合計水量」に改める。

附 則

この規程は、平成十四年五月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

印 刷 所

購 読 料 金

一 月 三 千 五 百 円

印 刷 者

秋田市山王四丁目一番一号

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(862)八七六六 FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubaramsatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

